

第2次 成田市生涯スポーツ
マスタープラン（表紙）

はじめに



スポーツには、健康の保持増進や体力向上の効果に加え、活動を通して得られる楽しみや喜び、達成感など、日常生活に好影響を与える側面もあり、近年、スポーツの持つ意義はますます増大し、スポーツ振興は重要な政策の一つとなっています。

本市では、平成12年に「生涯スポーツマスタープラン」を策定し、市民一人ひとりが自らの価値観に基づいて、自主的にスポーツを行い、生涯にわたって、個性を発揮し続けると同時に、スポーツ活動を通じて、コミュニティの育成を図り、住民相互の連帯感を高めることを目指し、プランを推進してまいりました。そして、平成16年には、スポーツを愛し、スポーツを通して健康な心と体を育み、明るく豊かな成田市を築くため、「スポーツ健康都市」を宣言いたしました。

国においては、平成22年8月、新たなスポーツ文化の確立を目指し、「スポーツ立国戦略」を策定し、その中で今後実施すべき重点戦略や政策目標などが示されました。

このような背景のもと、「第2次 生涯スポーツマスタープラン」では、「スポーツでいきいき健康 まちづくり」を基本理念とし、「スポーツで健康になろう」「スポーツで楽しもう」「スポーツでふれあおう」「スポーツでまちを築こう」を目標に掲げ、事業展開してまいりたいと考えております。

スポーツを通じて、市民が楽しく、いきいきと健康な生活を送ることができるようなまちを目指し、各関係団体が密接に連携を取り合って、成果があげられるように取り組んでいきたいと思っております。

結びに、本プランの策定にあたり、ご審議、ご提言いただきました成田市生涯学習推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました市民の皆様並びに関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成23年2月

成田市長 小泉一成

目 次

第1章	プランの基本的事項	1
第1節	プランの策定趣旨	1
第2節	プランの性格	1
第3節	プランの期間	1
第2章	成田市のスポーツを取り巻く環境	2
第1節	社会や国等の動向	2
第2節	成田市のスポーツの現状と課題	9
第3節	成田市の地域特性	13
第3章	基本的な考え方	15
第1節	成田におけるスポーツライフの将来像	15
第2節	基本理念	17
第3節	プランの目標	18
第4節	プランの全体構成	19
第4章	施策の体系	21
第1節	スポーツで健康になろう	22
第2節	スポーツで楽しもう	27
第3節	スポーツでふれあおう	34
第4節	スポーツでまちを築こう	37
第5章	重点事業	41
第1節	スポーツイベントの誘致・開催	42
第2節	総合型地域スポーツクラブの設立・育成	43
第3節	スポーツ指導者の育成・登録	45
第4節	ウォーキング・ジョギングコースの整備	46
第5節	温水プールの整備	47
第6節	スポーツ機会の創出	48
第6章	数値目標	49
第1節	週1回以上スポーツ実施率	49
第2節	児童生徒の運動能力証合格率	50
第3節	スポーツイベント参加率	51
第4節	総合型地域スポーツクラブの数	52
第7章	プランの推進方法	53
第8章	資料編	55

第1章 プランの基本的事項

第1節 プランの策定趣旨

今日の社会は、少子高齢化の進行や高度情報化の進展、人間関係の希薄化など、さまざまな分野で市民を取り巻く環境が変化しています。また、急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルが多様化しています。それに伴い、子どもの体力低下や生活習慣病の該当者、予備群の更なる増加も予想されています。

このようななか、スポーツ活動は、健康で活力に満ちた豊かな生活を送る上で大きな役割を果たすものとして、ますます重要になっています。また、仲間づくりの場としてのスポーツに対するニーズも高まっています。

成田市では平成11年度に「成田市生涯スポーツマスタープラン」（目標年度：平成22年度）を策定して、市民のスポーツ活動の推進を行ってまいりました。今回「成田市生涯スポーツマスタープラン」の改定にあたり、成田市を取り巻く環境や、社会情勢などの変化を捉え、市民が更にスポーツをいきいきと行えるように、スポーツ振興の指針となる、新たな「成田市生涯スポーツマスタープラン」を策定するものです。

第2節 プランの性格

本プランは、上位計画である平成18年3月策定の「成田市新総合計画」及び平成23年度より始まる、「成田市総合5か年計画'11」、「第2次成田市生涯学習推進計画」を踏まえ、関連する他の計画や平成16年度に行った「スポーツ健康都市宣言」の主旨とも整合性を図った内容とします。

なお、本プランでは、「スポーツ」をウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動、子どもの遊びや運動などを含んだ幅広い活動として捉えます。

第3節 プランの期間

本プランの期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。

また、策定後5年を目途に、社会情勢の変化やスポーツをめぐる環境を踏まえて、中間見直しを行います。